



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年7月28日火曜日 第732号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………（市町振興課）… 438

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）……………（経営支援課）… 438
- 解除予定保安林にする旨の通知……………（森林整備課）… 440
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 440
- 道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）……………（南予地方局管理課）… 440
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 440
- 道路の区域変更（主要地方道長浜保内線）……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 441
- 道路の供用開始（ ）……………（ ）… 441

公 告

- 愛媛県消防学校照明改修（LED化）業務……………（消防防災安全課）… 441

選挙管理委員会告示

- 愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録基準日……………（選挙管理委員会）… 442
- 愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び回数決定……………（ ）… 442
- 愛媛県知事選挙における手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者……………（ ）… 442

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第35号

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和8年7月28日

愛媛県知事 中村時広

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

住民基本台帳法施行条例及び愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年愛媛県条例第44号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和8年7月31日とする。

告 示

○愛媛県告示第837号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和8年7月28日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
明屋書店MEGA平田店	松山市平田町81番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社明屋書店 代表取締役 紺野 彰	株式会社明屋書店 代表取締役 山口 陽洋	令和8年 4月1日	令和8年 7月16日

		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社明屋書店 代表取締役 紺野 彰 株式会社四国イエローハット 代表取締役 中山 修二	株式会社明屋書店 代表取締役 山口 陽洋 株式会社四国イエローハット 代表取締役 林 健司	令和8年 4月1日 ほか	
--	--	---------------------------	--	--	--------------------	--

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第838号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店	四国中央市妻島町1662番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社明屋書店 代表取締役 紺野 彰	株式会社明屋書店 代表取締役 山口 陽洋	令和8年 4月1日	令和8年 7月16日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社明屋書店 代表取締役 紺野 彰 株式会社トーハン 代表取締役 川上 浩明	株式会社明屋書店 代表取締役 山口 陽洋 株式会社トーハン 代表取締役 大西 良文	令和8年 6月26日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の実生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第839号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
ショッピングゾーン新居浜CORE	新居浜市西の土居町1丁目乙250番地1外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社明屋書店 代表取締役 紺野 彰	株式会社明屋書店 代表取締役 山口 陽洋	令和8年 4月1日	令和8年 7月16日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社明屋書店 代表取締役 紺野 彰 株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役 林 巧	株式会社明屋書店 代表取締役 山口 陽洋 株式会社伊予鉄高島屋 代表取締役 山本 義幸	令和8年 5月28日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第840号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所
四国中央市新宮町馬立5463の2（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和8年7月28日

愛媛県中予地方局長 小 山 哲 司

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事 々	古 野 志麻子	松山市神浦1636
	前 崎 沙 梨	松山市小浜773

○愛媛県告示第842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲2303番1地先から 同町北灘甲1148番5地先まで	旧	メートル 4.5～26.0	キロメートル 0.101	
		宇和島市津島町北灘甲2303番2から 同町北灘甲1148番19まで	新	10.7～26.0	0.101	

○愛媛県告示第843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年7月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲2303番2から 同町北灘甲1148番19まで	令和 8 年 7 月 28 日

○愛媛県告示第844号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和 8 年 7 月 28 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
主要地方道	長浜保内線	八幡浜市日土町7番耕地663番地3地先から 同町8番耕地253番地2地先まで	旧	メートル 3.4～23.7	キロメートル 0.190	
		八幡浜市日土町7番耕地663番地4から 同町8番耕地253番地5まで	新	7.1～23.7	0.190	

○愛媛県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和 8 年 7 月 28 日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
主要地方道	長浜保内線	八幡浜市日土町7番耕地663番地4から 同町8番耕地253番地5まで	令和 8 年 7 月 28 日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
令和 8 年 7 月 28 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- 件名
愛媛県消防学校照明改修（ＬＥＤ化）業務
- 委託業務名及び数量
愛媛県消防学校の照明の改修（ＬＥＤ化）1式
- 委託業務の内容等
入札説明書、設計書及び仕様書による。
- 委託期間
契約の日から令和9年3月29日（月）まで
- 委託業務の履行場所
愛媛県松山市勝岡町1163番地15
愛媛県消防学校
- 入札方法
入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税

及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- 製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者のうち「特定調達参加希望」の登録をしている者。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 開札の日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 必要な建設業許可（電気工事）を取得しており、業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県県民環境部防災局 消防防災安全課消防係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912-2316

(2) 入札書の受領期限

令和8年9月24日（木）午後1時30分まで。

(3) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和8年9月16日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで）に、(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和8年9月24日（木）午後1時30分
愛媛県庁第二別館10階 1005会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和8年9月16日（水）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県知事から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、この入札は、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査を行うこととしている。低入札価格調査の終了後に落札者の決定を行い、入札結果を通知する。

なお、低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of illumination (LED conversion) at the Ehime Prefectural Fire Academy
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 24 September 2026
- (3) For further information, please contact: Fire Prevention, Traffic Safety, Fire and Disaster Prevention Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-912-2316

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第56号

令和8年11月15日執行予定の愛媛県知事選挙に関する選挙人名簿の登録を次のとおり行う。

令和8年7月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

被登録資格決定基準日 令和8年10月28日

（ただし、年齢については、同年11月15日）

○愛媛県選挙管理委員会告示第57号

令和8年11月15日執行予定の愛媛県知事選挙における各候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及びその回数は、次のとおりである。

令和8年7月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

区 分	基幹放送事業者	政見放送の回数
テレビジョン放送	株式会社テレビ愛媛	1回
	株式会社あいテレビ	1回
	株式会社愛媛朝日テレビ	1回
ラ ジ オ 放 送	南海放送株式会社	1回

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

令和8年11月15日執行予定の愛媛県知事選挙における手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、次のとおりである。

令和8年7月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三 好 賢 治

日本放送協会松山放送局

株式会社テレビ愛媛

株式会社あいテレビ

株式会社愛媛朝日テレビ